

ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について

令和 8 年 6 月 22 日
大通達甲（人少）第13号
生活安全部長から本部各課・
所・隊長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）等の解釈及び運用上の留意事項について、必要な事項を定めたものである。